

【令和5年度の教員選考検査受検者（大学3年生）向け】

山梨で教諭に
なろう



©HISHIMARU TAKEDA

小学校教諭を目指している皆様へ

山梨県教育委員会は、 県内の公立小学校で 教諭となる方を対象に、 奨学金の返還を支援します

- ◆ 山梨県内の公立小学校に教諭として一定期間勤務することを条件に、日本学生支援機構の奨学金の返還金の一部を補助する制度を実施しています。（卒業前2年分の貸与額が上限）
- ◆ この制度を通じて多くの方に本県の小学校教諭を目指していただき、本県の次代を担う子どもたちの教育を支える、優秀な教諭の確保を図って参ります。

補助対象人数

20名程度

大学生18名程度・既卒者2名程度を予定

募集期間

令和4年4月

～令和4年12月末

対象者

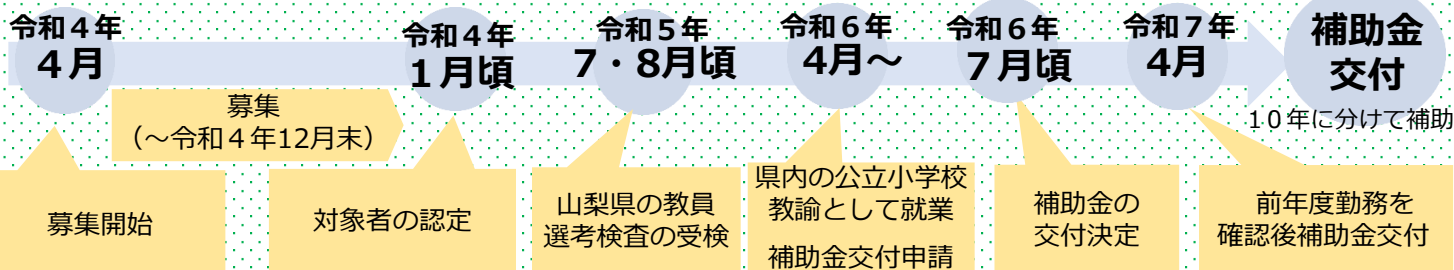
令和6年度に県内の公立小学校の教諭として就業（令和5年度実施の教員選考検査の受検）を予定している方

※大学生、大学院生、既卒者、全て対象ですが、本県の教員選考検査を初めて受験する方に限ります

対象奨学金

日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種）

応募から補助までの流れ



※申請者が募集枠をこえる場合は、教員選考検査の成績順で対象者を決定します。

ご応募・お問合せ先

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県義務教育課 免許助成担当

Tel: : 055(223)1755 Mail: gimukyo@pref.yamanashi.lg.jp

<https://www.pref.yamanashi.jp/gimukyo/index.html>

「山梨県 義務教育課」で検索してください。



よくある質問

Q1：補助金額を教えてください。

A1：補助対象額は、大学又は大学院の在学時に奨学金として貸与を受けた額のうち、以下の表の額です。

区分	補助金の額
1 第一種奨学金のみの貸与を受けた期間	卒業前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額以内
2 第二種奨学金のみの貸与を受けた期間	卒業前2年間に第二種奨学金として貸与を受けた額以内（ただし、日本学生支援機構が定める第一種奨学金の貸与月額区分の月額の上限を最高額とする）
3 第一種奨学金、第二種奨学金の両方の貸与を受けた期間	卒業前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額及び第二種奨学金として貸与を受けた額以内（ただし、補助上限額は、2の区分と同様）

※ 2及び3の区分において、通学形態の変更の事由が生じた月の月額の補助上限額は、自宅外通学の区分の下欄に定める月額の最高額とする。

※ 給付型奨学金と併給している期間がある場合も、上記1から3の区分の額とする。

例1) 国公立大学・自宅通学・第一種奨学金の貸与月額45,000円の場合

・貸与を受けた額：45,000円×24月（卒業前2年間の貸与月数）＝1,080,000円

→補助対象額：1,080,000円

例2) 国公立大学・自宅通学・第二種奨学金の貸与月額60,000円の場合

・貸与を受けた額：60,000円×24月（卒業前2年間の貸与月数）＝1,440,000円

→補助対象額：1,080,000円（45,000円×24月）

※国公立大学・自宅通学・第一種奨学金の月額45,000円が上限

例3) 私立大学・自宅通学・第二種奨学金の貸与月額60,000円の場合

・貸与を受けた額：60,000円×24月（卒業前2年間の貸与月数）＝1,440,000円

→補助対象額：1,296,000円（54,000円×24月）

※私立大学・自宅通学・第一種奨学金の月額54,000円が上限

例4) 私立大学・自宅外通学・第二種奨学金の貸与月額70,000円の場合

・貸与を受けた額：70,000円×24月（卒業前2年間の貸与月数）＝1,680,000円

→補助対象額：1,536,000円（64,000円×24月）

※私立大学・自宅外通学・第一種奨学金の月額64,000円が上限

○既卒者の場合

大学等卒業から本県公立小学校教員として採用されるまでの年数を掛けた金額は、補助対象外となります。

例1) 国公立大学・自宅通学・第一種奨学金の貸与月額45,000円の方が、大学卒業後5年目に本県の公立小学校教諭になった場合

・貸与を受けた額：45,000円×24月（卒業前2年間の貸与月数）＝1,080,000円

・補助対象外：1,080,000円÷10×4年（採用されるまでの年数）＝432,000円

→補助対象額：648,000円（1,080,000円－432,000円）

Q2：今回の認定を受けたら、必ず山梨県の教員選考検査を受けなければならないですか。

A2：交付対象者の認定を受けた後、事情変更により教員以外に進路を変更した場合は、教員選考検査を受けなくて構いません。その場合には、後日辞退届を提出することになります。

Q3：教諭として採用された後に、補助金の交付申請ができますか。

A3：今回の認定を受けていなければ、補助金の交付申請をすることはできません。補助金の交付を希望する方は、必ず今回申請を行い、認定を受けてください。

Q4：交付対象者の認定を受けたら、必ず補助金の交付を受けられますか。

A4：補助対象人数に限りがあるため、今回の認定を受けても補助金の交付対象とならない可能性もあります。なお、希望者が補助枠をこえる場合は、教員選考検査の成績順で交付決定者を決定します。